

[書評] 河内祥輔氏の書評を読み

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17031

河内祥輔氏の書評を讀みて

梅田 康夫

法制史研究三〇號（一九八〇）所載の、拙稿「律令制的土地所有に關する一考察——いわゆる田主權の問題をめぐって——（一）・（二）完」に對する河内祥輔氏の書評を拜讀して、一言思うところを書き記したい。

まず拙稿の内容を丁寧に紹介して預いた點にお禮申し上げたい。史學雜誌等の他雜誌における紹介が、拙稿の意圖するところを正確に傳えているように感ぜられなかつたので、この點は筆者として本當に有難く思つた次第である。

さて、河内氏は、拙稿に對する「一つの疑問點」を提示しておられる。すなわち、八世紀前半の廣義の公田・私田概念についてである。氏によれば、校田を通して國家的に掌握されたすべての田を公田とする廣義の公田概念、およびそれに對する廣義の私田概念の不存在、という筆者の所説は成り立たないということである。八世紀前半における廣義の公田・（私田）概念の存在については異論ないが、その内容規定は問題であるとする。理由としては、第一に、何らかの對立概念なしに廣義の公田概念が存在したとは考えられないこと、第二に、筆者自身が掲げる史料によつても、廣義の公田と對立的な神田や寺田の存在が示されているということである。

まず、最初に筆者自身が掲げた史料の點について述べたい。河内氏が指摘した天平三年住吉大社司解と天平神護二年一〇月

二日越前國司解のうち、後者については河内氏による拙稿の全くの読み誤まりとしか言いようがない。というのは、この史料は、八世紀後半以降に公田・私田概念が變化した段階での史料だからである。ここで筆者がこの史料を使ったのは、八世紀後半以後においても、廣義および狹義の公田・私田概念の両者が通用していることを示すためである。この段階では、永年不収田を私田とする廣義の私田概念が筆者の理解でも存在している。したがって筆者も、この段階では寺田は廣義の意味では私田であり、公田とは「對立的な存在」と考えており、河内氏の批判は全く的はずれとしかいいようがない。

次に、前者の住吉大社司解について述べよう。この史料の基本的性格については、坂本太郎氏の研究（住吉大社神大記について、『國史學』八九號、一頁以下）が参考になる。この史料は天平三年當時に作成されたとは考えられず、官に提出された正規の解文とも考えられない。おそらく平安時代に、正史に對する修正、神領の確認等の目的のために作られたものである。しかし、そこに採られた記述については、かなり古い時代のものも含まれているとされる。以上のような基本的性格からすると、八世紀前半のものとしてはその史料性を割り引いて考えねばならないのであるが、筆者があえてこの史料を持ち出したのは、八世紀前半における廣義の公田・（私田）概念があまりにも少ないためであった。

この神代記に、公田は管見の範圍では一四ヶ所にあらわれている。拙稿で述べたように、四至記載の中に限っていえば、そ

れ以外の田種は全くあらわれてこない。これを、乗田を中心とした律令的な公田概念とみることが全く不可能である。これは、口分田をも含みこんだ廣義の公田系列の概念であるとしか考えようがない。問題は、いずれも神領の四至記載にあらわれてくる点である。このことから、公田は神田と區別されて對立的に用いられているのではないか、神田は廣義の意味では公田からはずれているのではないか、という考えはごく自然に出てくるのであり、勿論筆者もその点を考慮しなかったわけではない。しかしながら、まず第一に注意しなければならないのは、公田が四至記載にあらわれてくる場合の神領は、いずれも山、濱といった耕地ではない土地である。そして、四至の表示項目としては、河、道、坂、山、谷、集落、墓等があらわれている。四至記載にあらわれてくる公田は、そうした様々な自然的景觀の一つとしてあらわれてくるのであって、これをもって神田、神領と對比した形で公田があらわれていると單純に考えることはできない。この場合の神領は山や濱であるから、少なくとも神田と對比されているのではないことは確かである。神領である山や濱の四至の一端に水田があった場合、その田種の如何を問わず公田と表記しているのである。そういった意味では、ここでの公田は、單に田あるいは水田と表記されてもさほど差はないのかもしれない。耕地を含む神領である「播磨國の賀茂郡、椅鹿山の領地田畠」（田中卓『住吉大社司』上、三二八頁）の場合、二五個の表示項目による相當に詳しい四至記載が示されているが、その中には公田は一ヶ所もあらわれていない。各種の地名等がそこ

には列記されるだけである。このことは、神領の田畠に對しては、公田という表示項目は、神領の境域を示すために何ら役立たなかつたことを意味すると考えられるのである。以上のような點から考えると、四至記載にあらわれた公田は、耕地ではない山や濱の神領についてその境域を示すために用いられているのであり、それは田種の一つとして神田に對比する形で存在するのではなく、河、道、坂、山、谷、集落等の様々の自然的景觀の一種として、それらの自然的景觀と並ぶ形で對比的に用いられているといえる。

ちなみに、神領の山であつても、「頗き郊原あり、百姓開耕ひ、田田邑と號く」(田中前掲書三二一頁)とあるように、その中には墾田か口分田かはわからないが百姓の水田が存在する場合もあった。また、大神の詔宣として、「我が溝の水を以て引漕がしめ、我が田に潤けて其の稻實を獲得ること石川の河の沙磧石の如く、其の額を以て春秋の相當祭の料に充てなむ。天の下の君民の作る佃にも同じく引漕がしめ、其の田の實も我が田の實と同じきが如く、谷谷にある水を源より颯颯として全國に決下らしめむ」(田中前掲書三一六頁)という言葉が記されている。神田にあたる田とそれ以外の田との區別があり、大神が神田にあたる田を「我が田」といつていることは間違いない。しかしここで大神は、「天の下の君民の作る佃」に對してもその灌漑と收穫について、神田と同様の配慮を示しているのである。このような記述は、神田と百姓の田とを統合する何らかの原理、上位概念を理解しなければ理解できないであらう。

最後に、何らかの對立概念なしに廣義の公田概念が存在したとは考えられないとする點について述べたい。たしかに、一般的にいえば「公」に對する「私」があつてよいはずである。しかし、史料的にいえば、そもそも私田が史料上にあらわれてくる例は拙稿でも述べたように非常に少なく、八世紀前半に、律令的な意味での私田ではない廣義の私田を筆者はただの一例も見出すことができなかった。もし、八世紀前半に廣義の公田概念に對する私田概念があると主張するのであれば、それを何らかの史料的な根據をもって示して頂きたい。筆者が掲げた史料をもつてそのことを主張できないことは前述した。しかもその史料も、百歩譲つたとえ河内氏の理解にしたがつたとしても、そこに私田という用語が明確にあらわれているわけではない。

ところで、廣義の公田概念について、吉田孝氏は公民概念との相似性を説いている(『公地公民について』、『續日本古代史論集』中巻三九一頁以下)。そして、寺社の封戸が公民とは區別されて對比的に捉えられる例があげられている。もし、この公民の用例をもつて、八世紀前半の廣義の公田と神田・寺田の關係を説きおこすとすれば、筆者は無條件にしたがうことはできない。公民概念は本來的に官人に對する意味合いを有しているが(田名綱宏「古代文獻に見えたる公民について」、『史學雜誌』六一一六、四三頁)、公田において官に所屬する田は當然のごとく公田の中に包含される。この點は公民概念と公田概念の決定的な相異である。いずれにしても、この公民に對立する私民という概念は

明確にあらわれてこない。官戸に類似した品部・雑戸の民も公民からはずれているのであり（吉田前掲論文四〇三、四頁）、それらを含めた公民に對する私民という概念は考え難い。論理的にはともかく、史料上で八世紀の段階で私民という用語は検出できないのではないかと思われる。以上のようなことからすると、對立概念のない廣義の公田概念も全く考え得ないわけではないと思われる。

廣義の公田概念に對して、神田・寺田をどのように位置づけるべきかは、拙稿の執筆時において筆者自身少なからず苦慮した點であつた。筆者の考え方にしたがえば、神田・寺田は、廣義の公田・私田概念の系列では公田から私田へと變化し、狹義の公田・私田概念の系列では私田から公田へと全く正反對の變化を示すことになるのである。そういった意味で、河内氏のよゝな疑問が生じてくるのも十分理解できるつもりである。しかしながら、八世紀前半に廣義の公田概念を認め、しかも、墾田永年私財法の成立にとまらぬ公田・私田概念の變化を、廣義の公田・私田概念の系列上で考える、という筆者の大枠からすると、八世紀前半の公田・私田概念については拙稿のような捉え方をせざるを得なかつた。河内氏の考え方からすれば、八世紀前半に永年不収田であることを内容とする廣義の私田概念が存在していたということになるのであろうか。もしそうであるとすれば、墾田永年私財法の成立を公田・私田概念との係わりでどのように捉えるかが問ひ直されるであらう。そして、そのような私田概念を、八世紀前半の土地所有關係の中でどのよ

うに位置づけるのかも當然問題となつてくるであらう。

筆者は、八世紀前半において廣義の概念としては公田概念のみが存在して、それは校田を通して國家的に掌握されたすべての田を内容として含むものと考えている。いつてみれば、現在すでに班給されている田、あるいは今後班給の對象となり得る田を中心に捉えている概念であつて、それは班田という側面を中心に捉えられているといえる。そして、神田や寺田であつても、建前としては國家から班給されたという形をとっていることはいうまでもなく、そういう意味では他の田種と變つた八世紀後半以降において、定期的な收授の對象となるか否かという側面を中心に捉えられるようになってくる。このような廣義の公田概念の變化は、班田收授制の確立・展開の過程を背景として理解されなければならないと考へる。

八世紀前半の廣義の公田（私田）概念について、史料は極めて限定されている。その内容規定については、筆者自身今後さらに論議を深める必要があることは痛感している。拙稿は一つの試みであつて、史料的に十分に確認されたとは筆者自身も到底いえないと思つている。そもそもそうした概念を想定することさえもが問題となるのかもしれない。しかし、河内氏が批判されたように、筆者自身が掲げた史料が、筆者の所論に矛盾している、その根拠をくつがえすものであるという點は、筆者にとって決して容認できるものではないのである。以上、拙稿にとつてはごく部分的な問題にすぎないが、感じたことを忌憚

なく述べさせて頂いた。なお、河内氏の班田收授制に對する基
本的な理解については、いづれあらためて論じたい。最後に、
筆者の拙ない論稿に對して夙學に書評の勞をとられた河内氏に、
あらためて深く感謝申し上げたい。